

平成17年度智頭町条例第 号

智頭町総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

智頭町総合センターの設置及び管理に関する条例（昭和48年智頭町条例第34号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																												
<p>(審議会)</p> <p>第3条 センターの管理及び運営に関する重要事項を審議するため、町長の諮問機関として智頭町総合センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く<u>ことができる。</u></p> <p>2～3 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 <u>使用料は、規則に定めるところにより減免することができる。</u></p> <p>別表（第5条関係） 智頭町総合センター使用料表</p> <p>1 一般使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種類\区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 大集会室</td><td style="text-align: right;">1,000</td></tr> <tr><td>2 中会議室</td><td style="text-align: right;">200</td></tr> <tr><td>3 生活改善実習室</td><td style="text-align: right;">400</td></tr> <tr><td>4 小会議室</td><td style="text-align: right;">100</td></tr> <tr><td>経営技術研修室</td><td></td></tr> <tr><td>老人休養室</td><td></td></tr> <tr><td>視聴覚室</td><td></td></tr> <tr><td>宿泊研修室</td><td></td></tr> <tr><td>山村集会室</td><td></td></tr> <tr><td>郷土資料展示室</td><td></td></tr> <tr><td>ホール</td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類\区分	使用料	1 大集会室	1,000	2 中会議室	200	3 生活改善実習室	400	4 小会議室	100	経営技術研修室		老人休養室		視聴覚室		宿泊研修室		山村集会室		郷土資料展示室		ホール		<p>(審議会)</p> <p>第3条 センターの管理及び運営に関する重要事項を審議するため、町長の諮問機関として智頭町総合センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2～3 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 <u>町長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</u></p> <p>別表（第5条関係） 智頭町総合センター使用料表</p> <p>1 一般使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種類\区分</th> <th>基本使用料</th> <th>追加使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 大集会室</td><td style="text-align: right;">3,150</td><td style="text-align: right;">730</td></tr> <tr><td>2 中会議室</td><td style="text-align: right;">1,570</td><td style="text-align: right;">310</td></tr> <tr><td>生活改善実習室</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3 小会議室</td><td style="text-align: right;">730</td><td style="text-align: right;">160</td></tr> <tr><td>経営技術研修室</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>老人休養室</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>視聴覚室</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>宿泊研修室</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>山村集会室</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>郷土資料展示室</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ホール</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類\区分	基本使用料	追加使用料	1 大集会室	3,150	730	2 中会議室	1,570	310	生活改善実習室			3 小会議室	730	160	経営技術研修室			老人休養室			視聴覚室			宿泊研修室			山村集会室			郷土資料展示室			ホール		
種類\区分	使用料																																																												
1 大集会室	1,000																																																												
2 中会議室	200																																																												
3 生活改善実習室	400																																																												
4 小会議室	100																																																												
経営技術研修室																																																													
老人休養室																																																													
視聴覚室																																																													
宿泊研修室																																																													
山村集会室																																																													
郷土資料展示室																																																													
ホール																																																													
種類\区分	基本使用料	追加使用料																																																											
1 大集会室	3,150	730																																																											
2 中会議室	1,570	310																																																											
生活改善実習室																																																													
3 小会議室	730	160																																																											
経営技術研修室																																																													
老人休養室																																																													
視聴覚室																																																													
宿泊研修室																																																													
山村集会室																																																													
郷土資料展示室																																																													
ホール																																																													

<p>備考</p> <p><u>使用料は、使用した時間 1 時間の額。ただし、端数時間は 1 時間として計算する。</u></p>	<p>備考</p> <p><u>1 基本使用料は、許可使用时间 4 時間までの額をいう。</u></p> <p><u>2 追加使用料は、使用時間を超えて使用した時間 1 時間の額。ただし、端数時間は 1 時間として計算する。</u></p> <p><u>3 大集会室の基本料金は 100 人までの料金とし、100 人増すごとに 1,050 円を追加料金とする。ただし、端数人員は 100 人として計算し、なお 400 人以上は 6,300 円とする。</u></p> <p><u>4 センターを営利の目的に利用する場合の使用料金は一般使用料に 3,150 円を加算した額とする。</u></p> <p><u>5 町外者の使用については、一般使用料に 30% を加算した額とする。</u></p> <p><u>6 生活改善実習に使用するガスはコンロ 1 台につき 1 時間当り 42 円の実費料金とし、端数時間は 1 時間として計算する。</u></p>
---	--

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。